

湖西市建設工事競争入札参加者の格付基準

(目的)

第1条 この基準は、湖西市が発注する建設工事のうち、土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事の競争入札に参加することができる資格を有する者の格付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 この基準は、競争入札に参加する者に必要な資格（昭和61年湖西市告示第1号）の規定により、土木一式工事、建築一式工事、電気工事又は管工事に係る競争入札参加資格の認定を受けた者のうち、湖西市競争入札参加者の市内業者及び準市内業者の認定基準により認定された市内業者及び準市内業者を対象とする。

(等級の格付)

第3条 等級の格付は、第4条に定める方法により算定した総合数値により、次に掲げる基準に基づき行うものとする。

等級	土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管工事
A	750点以上	700点以上	700点以上	700点以上
B	750点未満	700点未満	700点未満	700点未満

- 2 等級の格付は、定期の競争入札参加資格申請審査（以下「資格審査」という。）の後、2年に1度定期に行うものとする。
- 3 中間年に資格審査による認定を行ったときは、等級の格付を行うものとする。

(総合数値の算定方法)

第4条 総合数値の算定は、次に定める方式による。小数点以下は四捨五入とする。

$$\text{総合数値} = \text{客観的事項} + \text{発注者別評価点}$$

- 2 前項に規定する客観的事項の数値は、資格審査による認定を受けた建設工事の種類と同一の種類建設工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による審査を受けて、資格審査による認定日までに取得した直近の総合評定値とする。
- 3 第1項に規定する発注者別評価点の数値は、次の各号に掲げる事項について別記で定めるところにより算出した数値の合計値とする。ただし、中間年の資格審査により、

等級の格付を行うときは、発注者別評価点は付与しないものとする。

- (1) 過去の工事成績
- (2) 技術者の雇用状況
- (3) 品質マネジメントシステムの取組状況
- (4) 安全対策の取組状況
- (5) 湖西市との災害協定の締結状況
- (6) その他の取組状況

(格付の見直し)

第5条 中間年の資格審査による認定日に、等級の格付を見直すものとする。

- 2 前項の見直しに係る総合数値の算定を行うときは、直近の客観的事項の数値を反映し、発注者別評価点は変更しないものとする。

(格付の暫定措置)

第6条 第3条第2項の規定にかかわらず、定期の資格審査による認定日までに、格付を行うことができない場合は、暫定的な格付を行うことができる。

- 2 前項に係る総合数値を算出するときは、客観的事項は直近の数値を用いるものとし、発注者別評価点は、当該者の従前の数値を用いるものとする。この場合において、従前の発注者別評価点を付与していない場合、発注者別評価点は付与しないものとする。

(総合数値を付与されていない者の取扱い)

第7条 総合数値の付与を受けていない者のうち、第2条の条件を満たす者にあつては、直近の客観的事項の数値を総合数値とみなすものとする。

附 則

この基準は、昭和57年4月16日から施行する。

この基準は、昭和62年7月1日から施行する。

この基準は、平成元年7月1日から施行する。

この基準は、平成7年7月1日から施行する。

この基準は、平成9年7月1日から施行する。

この基準は、平成27年3月31日から施行する。

この基準は、平成27年6月17日から施行する。

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この基準は、平成 29 年 3 月 31 日から施行する。

別記（第4条関係）

(1) 過去の工事成績

- ① 湖西市発注工事のうち、定期審査を実施する年度及びその前年度に工事成績評定を受けた工事であって、発注者別評価点を付与しようとする建設工事の種類と同一の種類建設工事を対象とする。ただし、土木一式工事の発注者別評価点の算出にあつては、とび・土工・コンクリート工事（解体工事を除く。）及び舗装工事の工事成績評定を含めるものとする。
- ② 全ての受注者が受けた工事成績のうち、発注者別評価点を付与しようとする建設工事の種類工事成績を平均した数値（端数を生じたときは、四捨五入する。）をNとする。
- ③ 発注者別評価点を付与しようとする建設工事の種類工事成績のうち、当該認定を受けようとする者が受けた工事成績を平均した数値（端数が生じたときは、四捨五入する。）が次に掲げる表に対応する点数を付与する。この場合において、特定建設工事共同企業体が受注した建設工事の工事成績は、代表構成員の発注者別評価点に限り反映させるものとする。

工 事 成 績	N+5 以上	N+4	N+3	N+2	N+1	N	N-1	N-2	N-3	N-4	N-5	N-6	N-7 以下
配点	75	60	45	30	15	0	-5	-10	-15	-20	-25	-30	-35

(2) 技術者の雇用状況

- ① 市内業者は、全ての技術職員を対象とし、準市内業者は湖西市と契約締結する営業所で勤務する技術職員を対象とする。
- ② 建設工事の種類ごとに、次に掲げる表に記載された資格を有する技術者を対象とする。この場合において、技術士、1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士、一級建築士、1級建築施工管理技士、1級電気工事施工管理技士及び1級管工事施工管理技士については1人当たり3点を付与し、その他の資格については1人当たり1点を付与するものとする。

建設工事の種類	資格の名称	配点
土木一式工事	1級土木施工管理技士	3
	1級建設機械施工技士	
	技術士「建設部門： 」	
	技術士「総合技術監理部門：建設－ 」	
	技術士「農業部門：農業土木」	
	技術士「総合技術監理部門：農業－農業土木」	
	技術士「森林部門：森林土木」	

	技術士「総合技術監理部門：森林－森林土木」	1
	技術士「水産部門：水産土木」	
	技術士「総合技術監理部門：水産－水産土木」	
	2級建設機械施工技士（第1種～第6種）	
	2級土木施工管理技士（土木）	
建築一式工事	一級建築士	3
	1級建築施工管理技士	
	二級建築士	1
	2級建築施工管理技士（建築）	
電気工事	1級電気工事施工管理技士	3
	技術士「建設部門： 」	
	技術士「総合技術監理部門：建設－ 」	
	技術士「電気電子部門： 」	
	技術士「総合技術監理部門：電気電子－ 」	
管工事	2級電気工事施工管理技士	1
	第1種電気工事士	
	1級管工事施工管理技士	3
	技術士「機械部門：流体機械」	
	技術士「総合技術監理部門：機械－流体機械」	
	技術士「機械部門：暖冷房及び冷凍機械」	
	技術士「総合技術監理部門：機械－暖冷房及び冷凍機械」	
	技術士「上下水道部門： 」	
	技術士「総合技術監理部門：上下水道－ 」	
技術士「衛生工学部門： 」		
技術士「総合技術監理部門：衛生工学－ 」		
2級管工事施工管理技士	1	

③ ②に掲げる表に記載された資格を有する技術者が、定期の資格審査による認定日の時点において、35歳未満である場合、さらに1人当たり2点を付与するものとする。

④ この評価点は、40点を上限とする。

⑤ この評価点は、定期の資格審査に係る申請書類をもって確認するものとする。

(3) 品質マネジメントシステムの取組状況

定期の資格審査による認定日の時点において、建設工事に関連するISO9001の認証を取得している場合、10点を付与する。

(4) 安全対策の取組状況

定期の資格審査による認定日の時点において、次のいずれかに該当する場合、10点を付与する。なお、この評価点は10点を上限とする。

① 建設業労働災害防止協会へ加入している。

- ② COHSMSの認証を取得している。
- ③ OHSAS 18001の認証を取得している。

(5) 湖西市との災害協定の締結状況

定期の資格審査による認定日の時点において、湖西市との災害協定を締結している場合、10点を付与する。

(6) その他の取組状況

定期の資格審査による認定日の時点において、次に掲げる事項に該当する場合、それぞれの事項につき、5点を付与する。

- ① 湖西市消防団協力事業所表示制度の認定事業所である。
- ② ISO 14001又はエコアクション21の認証を取得している。
- ③ 男女共同参画社会づくり宣言事業所の登録事業所である。
- ④ 定期審査を実施する年度及びその前年度の期間内に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）第18条に規定する責任者講習を受講した者を雇用している。